



宮代町 病児保育・病後児保育の手引

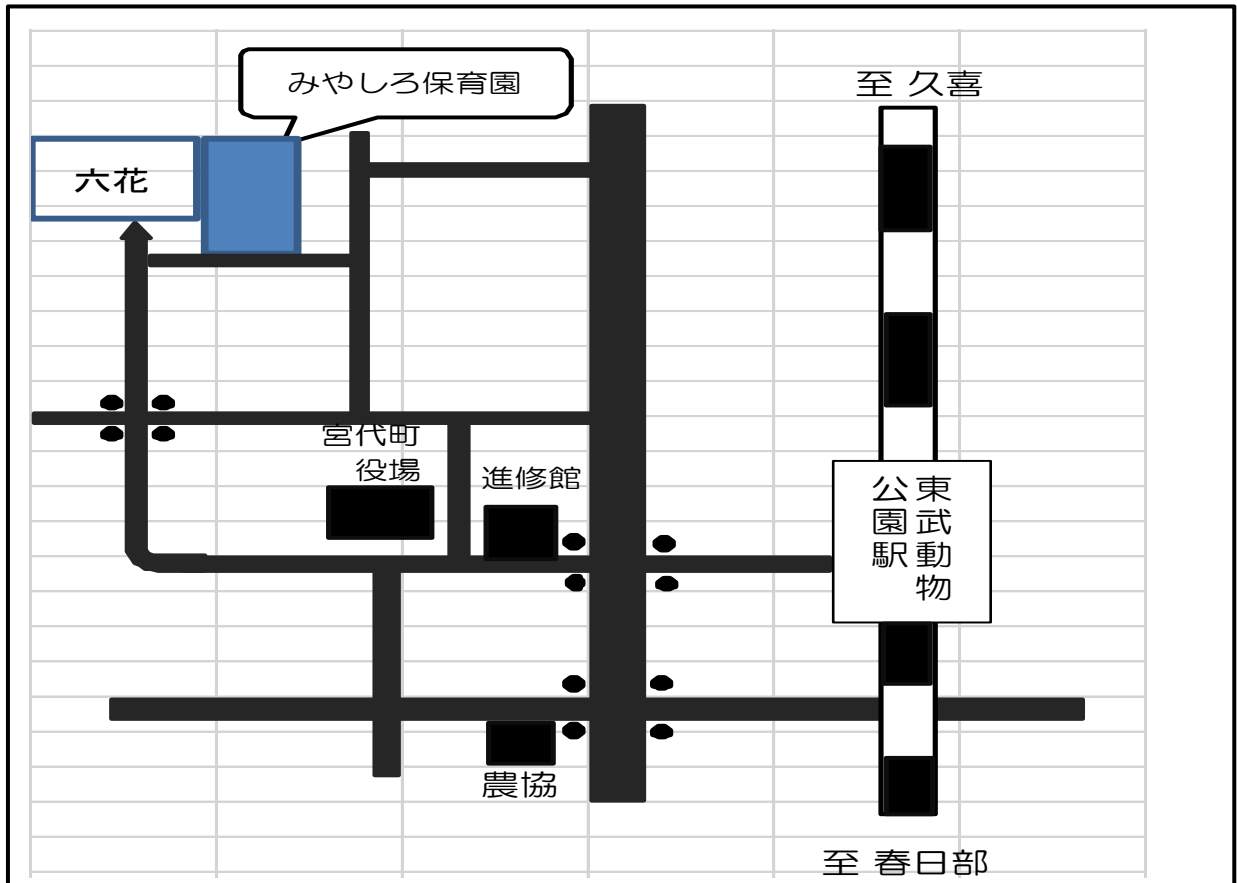


【病児保育・病後児保育とは・・・】

お子さんが病気にかかったり、又はその回復期にあり、保護者が勤務等の都合により、家庭等で保育を行うことが困難な場合に看護師等が一時的にお子さんをお預かりする事業です。

宮代町立みやしろ保育園内病児保育・病後児保育室

〒345-0831 宮代町須賀177 TEL 0480-32-3011



◆利用案内◆



【対象児童】 ・宮代町に住所があり、利用日時点で生後6か月から小学校3年生までの児童
 ・保護者の勤務等の都合で家庭での保育ができないこと
 ・定期予防接種を受けていること
 ・次のような疾患で、病気の回復期に至らないが、当面の症状の急変が予想されず他児への感染の可能性が低い状態にある児童又は病気の回復期にあり、集団の保育が困難な状態にある児童で、かかりつけ医が病児保育・病後児保育の利用を認めていること

- ① 感冒等日常的に罹る疾患
- ② 気管支炎及び喘息等の呼吸器系疾患
- ③ 水痘等の感染症疾患
- ④ 外傷性疾患（熱傷等）

【利用日】 月曜日～金曜日（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

【利用時間】 午前8時30分～午後5時30分
 ※預かり時、病状の聞き取り等に時間を要するため利用時間を調整させていただく場合があります。

【利用期間】 連続7日間まで（診療情報提供書等の提出により延長可）

【利用定員】 1日につき2名まで
 ※病児保育・病後児保育施設は、児童間で感染の可能性がある場合、定員以内でも利用をお断りする場合があります。

【費用負担】 1日 2,000円（生活保護世帯等は無料）
 ※利用料には給食（おやつ代）を含みます。特別食（下痢食等）は用意できないので、持参となります。（減免の対象）

【持参するもの】

全ての方	<p>利用日ごと 着替え衣類一式（各2枚）パンツまたはおむつ（必要量）、お昼寝用シーツ・タオルケット（もしくはバスタオル2枚）、手拭きタオル、エコバッグ（汚れ物用）、コップ、ウェットティッシュ、こどもカード、利用料</p> <p style="text-align: center;">— すべての持ち物に記名をお願いします —</p> <p>【必要に応じて】 水筒、お弁当、おやつ、粉ミルク、哺乳瓶、食事用エプロン、おしりふき、その他</p>
必要な方	<p>薬・薬剤情報提供書（医師から処方されたもの。家庭薬・市販薬はお預かりできません。全ての薬に記名し、必要分のみお持ちください。）</p>

※必要書式につきましては宮代町HPからプリントアウトすることも可能です。

【利用の方法】

■利用に関する問合せ（登録・予約等）は 午前8時30分から午後5時まで（土曜日は午後4時まで） にみやしろ保育園（0480-32-3011）へご連絡ください。

① 事前登録（宮代町立みやしろ保育園において事前に利用者登録します）

→ 後日宮代町病児保育・病後児保育事業利用登録承認（不承認）通知書が発行されます。登録は利用可能年齢末まで有効ですが、登録内容に変更が生じた場合はお知らせください。

《登録時の必要書類・持参するもの》

- *宮代町病児保育・病後児保育事業利用登録書
- *同意書 *予防接種チェック表
- *アレルギー検査結果表（アレルギーのあるお子さんのみ） *母子手帳

② 仮予約 ⇒ 受診 ⇒ 本予約

- ・利用希望の前日までにみやしろ保育園に電話し、仮予約を行ってください。
 - ・予約日状況、病状の確認などがあります。
 - ・必ず、仮予約を行った上でかかりつけ医の診察を受け、病児保育・病後児保育が利用可能か診てもらいます。利用可能と診断された場合は「診療情報提供書」の証明を受けてください。※証明が受けられない場合は利用できません。
 - ・診療情報提供書が発行されたら、再度みやしろ保育園に電話をし、本予約を行ってください。※本予約連絡は利用前日の午後5時（土曜日は午後4時）までにご連絡ください。連絡がない場合は“無効”となります。
- ※ただし、先着順となるため予約が埋まった場合はキャンセル待ちとなります。

③ 利用

- ・下記の書類と【持参するもの】を利用当日ご用意ください。
 - *宮代町病児保育・病後児保育事業利用届出書 *診療情報提供書
 - *健康保険証若しくは生活保護受給者証の写し
 - *こども医療費受給資格証若しくは重度心身障害者医療費受給者証の写し
- ・利用日当日、お子さんと一緒に病児保育・病後児保育室に直接登園し（専用入り口あり）、お子さんの状況を看護師等に伝えた上で預けてください。持ち物を忘れずにお持ちください。
- ・利用料は利用当日朝お支払いください。（お釣りのないようにご用意ください）

【診療情報提供書について】

◆診療情報提供書（町指定）の用紙を持参の上、受診してください。◆

利用希望の前日までにみやしろ保育園（0480-32-3011）に電話し、空き状況を確認し必ず、仮予約を行った上でかかりつけ医の診察を受け、診療情報提供書の証明を依頼してください。診療情報提供書がない場合、病児保育・病後児保育を利用することはできません。

※診療情報提供書は月1回に限りこども医療費の対象となります。

※宮代町外の医療機関で、診療情報提供書の証明を受ける際、別途費用がかかる場合があります。

【利用について】

※看護師等が保育にあたりますが、医療機関とは異なり診療行為はできません。利用後に症状に変化があり（医師からの情報提供書に記入してある主な症状とは別の症状が見られる・熱が38.5度以上に上がった等）、保育が困難と判断した場合は、保護者に連絡をしてお迎えをお願いすることや、病院へ搬送する場合があることについて、予め保護者の方に登録時、同意をいただきます。

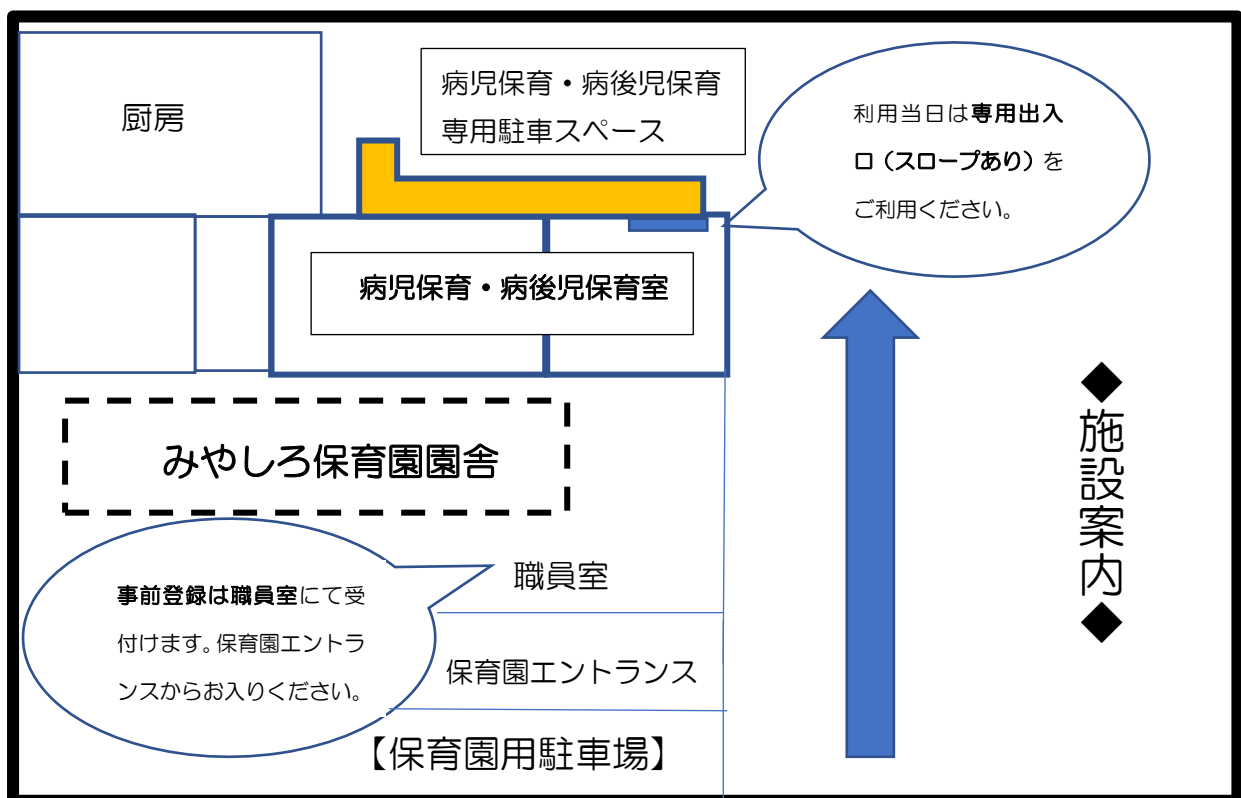
※利用当日、症状が重く加療が必要と思われる場合は、お預かりできないことがあります。

※下記については情報提供書の提出があっても利用できません。

- ・利用当日お預かりの時から熱が38度以上ある
- ・食欲がなく、ぐったりしている
- ・下痢、嘔吐を繰り返し、脱水症状を認める
- ・咳や喘鳴がひどく呼吸困難がある

【保護者の方へお願い】

- ・予約取消や利用時間の変更については、前日の午後4時までにご連絡ください。
- ・当日やむを得ずキャンセルする場合は、午前8時から午前8時30分までに必ず電話連絡をしてください。
- ・利用時間は厳守してください。
- ・病児保育・病後児保育室への入室は、感染予防のため専用入り口をご利用ください。
- ・病児保育・病後児保育施設では、いろいろな症状のお子さまが利用されます。二次感染の防止には細心の注意を払っていますが、完全に防げるものではありませんのでご承知おきください。



お問い合わせ先) 宮代町 子育て支援課
みやしろ保育園 0480-32-3011